

○山岡委員 大臣、ありがとうございます。大臣がお話をいただきましたように、産業用口ボット、シェアは非常に占めているんだというお話をデータもあるんだというお話をございました。

ただ、本当に、これまでの歴史を見ると、日本は、一時期、非常にシェアをとり、その後いろいろ、ルールであつたりさまざま、標準であつたり、世界シェアであつたり、押し返されて、最初は日本が勝っていたのに、という分野が非常に多い。これは分析するとそうでもないのかもしれない。せんが、ただ、聞いている限りにおいてはそういう気持ちにさせられるわけでありまして、今非常にシェアを持つていて、世界で先駆けている分野だということであるのであれば、最後にお話しになりましたけれども、ぜひ海外勢に入られるといふことではなくて、強みを更に強くしていくという中で、これは勝ち筋をつくつていていただきたいという思いであります。

時間の中でもう一個質問しようかと思つたんですけど、それはおいておいて、最後にちょっと、発電、新エネルギーのことについて、これは大臣に問題提起も含めて伺つておきたいと思っております。

いわゆる新エネルギー、バイオマスのことについてのお話なんですか、北海道の私の地元に新冠町という町がありまして、酪農とか畜産とかも含めて農業の町でありますけれども、そこで百五十頭の牛を持っている農家さんと百頭の牛を持つていて、農家さんが一緒になつて大きな法人をつくり、設備投資をするわけでありますけれども、その設備投資は設備投資でするんですが、そこから生まれる多量の排せつ物をいわゆるバイオマスエネルギーにするという計画を一回立てられました。

バイオマスエネルギーというのは、太陽光とかと違つて二十四時間安定的に供給できる。エネルギー排出量がどれぐらいか、産出量がどれくらいかというのはおいておいて、そういう分野であ

ります。何分、個別の地勢上の話で恐縮なんですけれども、北海道のように、あるいはほかの農村も全部そうかもしませんが、大規模な畜産農家所には、どちらかといえば町中から離れた場所に集落があるわけでありまして、そうすると新エネルギーをつくつても、最初の電線といいますか、そこにつながるまでの自己負担分の価格が、距離があり過ぎて、高過ぎて、せっかく新エネルギーはたくさん生まれているんですけれども、その自己負担分が大き過ぎて採算に合わないので、そのバイオマスを新エネルギー化して出すことができないという状況になつて、いるところです。

きのう担当者の方からもお話を伺つた中で、いや、世界のスタンダードはいわゆる負担してもらうものなんですというお話をありましたけれども、これも、せつからく地方で大規模化する中で、そこから生まれる、もちろん生乳も提供したりするわけでありますけれども、バイオマスエネルギーも無駄なく活用できる。という枠組みがつくれる可能性がある中で、ぜひ、私の思いとしては、その送電者の負担を、これは大き過ぎる負担を何とかしてほしいという思いもあるわけであります。

そこの部分について、最後、時間も来ておりませんので、大臣に少し見解を伺えればと思います。○世耕国務大臣 このバイオマスのような再生可能エネルギーの系統接続の問題というのは、特に工事費負担金が高いという声が再エネ事業者の方から上がつていて、これをいつまでも工事費を軽減をしていくかとか、あるいは何か頭が混乱しそうでございますけれども、冒頭、今までの委員とのやりとりを聞いて、一つお尋ねしたいのですが、このグリーン冷媒という言葉はどうから出てきた言葉ですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

グリーン冷媒というのは、今回、私ども、代替フロンから温室効果の低いものにかえるというふうに、何かそれを総称する概念が必要だというふうな仕組み、これも四月から運用を抜本的に変更をしているところであります。

今後も、発電事業者の意見をよく聞きながら、

このルールを透明、公平なものにしていかなければいけないと思つていますし、今御指摘のよ

うな酪農場で排せつ物を使ってということであれば、酪農場で地産地消という考え方もあると思いま

す。牧場では当然車も動いているわけですから、それを電気自動車にしてそこで電力を使っていくとか、そういういた地産地消の工夫というのも特に

バイオマスに関しては考えておく必要があるんじゃないかというふうに思つていています。

○山岡委員 大臣から今御示唆もいただきましたけれども、なかなか難しいわけでございま

すが、私どもとして、グリーン冷媒という名前をつけさせていただきました。

ただ、これは、私ども、全てオリジナルである

ことを証明するのはちょっと難しいわけでございま

すが、私どもとして、グリーン冷媒という名前を

つけさせていただきました。

○山岡委員 大臣から今御示唆もいただきましたけれども、農水省も絡む話かもしませんが、そ

こにエネルギーが生まれていることは事実でありますので、それをどう有効活用していくかという

ことについては、また別の機会がありましたとき

に大臣とも御質疑したいと思いますが、非常に意

義のあるいろいろさまざまなお話をいただきまし

たことに心から感謝を申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○稻津委員長 次に、田嶋要君。ありがとうございます。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。

きょうは、この法案に関してですが、答弁者を

私の方からは指名をいたしませんでした。少し大

臣のんびりされて、いたいでいいのかなという

感じもするんですが、ちょっととほかの法案より

も、何というか、自然科学的で、CFCかHCF

Cか、何か頭が混乱しそうでございますけれども、冒頭、今までの委員とのやりとりを聞いて、一つお尋ねしたいのですが、このグリーン冷

媒という言葉はどこから出てきた言葉ですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

自然冷媒についても、直接何か学会とかで定義

されているものがあるとは承知をしておりません

けれども、こちらの方は随分前から使われている用語であるというふうに承知をしております。

○田嶋委員 山崎委員などのやりとりを聞いていて、やはりちょっと問題ではないかなという感じが私もあります。

そしてまた、聞いていまして、発電の話と非常に重なる感じがするんですね。非化石発電といふ

ふうに重要な投資がするんですね。非化石発電というふうな用語がござりますよね。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

非化石発電には原発は含まれるのでしょうか、

大臣。

○世耕国務大臣 非化石発電というより、我々は、脱炭素発電というのが我々の今整理されてい

る概念だというふうに思つていています。

原発が非化石かどうか。ウランを使つていて

ありますけれども、そういう意味では、いわゆる化

石エネルギーという意味では、それは石炭とか石

油とかLNGということになるのではないかとい

うふうに思つていています。

○田嶋委員 非化石エネルギーですね。非化石工

エネルギーといったときには、再生可能エネルギーも原発も一緒にたにしている概念でありますけれども、私はそれを思い出しまして、このグリーン冷媒という言葉は、やはりこれは、素直に考えれば、世の中の人は自然冷媒と思つちやいますよ、これ。そう思いませんか。自然、緑ですかね。

自然冷媒、グリーン冷媒ですよ。だけれども、グリーン冷媒には先ほどのHFOが入つていて、そういうことですよね。何かおかしくないですか、こういうこと。わざわざ何で考えなきゃいけないの、こういうこと。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

私たちの今回の法案の提案の理由でございますけれども、キガリ改正がきっかけとなつてござります。

これまで、特定フロンがオゾン層を破壊するということで規制をしてきました。しかし、その特定フロンから切りかえる先の代替フロン効果が高いということで、これを放棄はしてはいけないということで、今回規制をすることにしました。

そうしますと、そこから先、何になるかですが、それは、私ども今グリーン冷媒と称しているものですが、これは温室効果の低いものということがでございます。私どもとしては、温室効果の低い冷媒ということをグリーン冷媒と称することです、これは、何かそれ以上の意図を持つているものではございません。

○田嶋委員 多田さんはそれ以上の意図はないかもしれませんが、しかし、温室効果が低いという点しか共通していないわけですよ、逆に言えば。違うものなんだから。片つ方は自然界に存在する、片つ方はまた新たに創作する、どこかの世界のメーカーがまた新たにつくるもの。自然界に存在しないものと自然界に存在するもの。そうですね、理事事。何か一緒にたにしてグリーン冷媒と呼ぶ理由がないじやないですか。おかしいと思いませんか、それは。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

一 緒くたにする理由があるかどうかということについては、直接のお答えにならないかもしませんが、私ども、今回、特定物質代替物質という言葉で、法律用語としてそう代替フロンのことを称しております。そこから切りかわる先といふものを、特に法律上は概念は定めてございません。したがつて、法律に出てこない概念でございますけれども、しかし、特定フロンから代替フロンに行く、代替フロンを、じゃ、何に切りかえるんだといったときに、何かしら一つの概念があつた方がいいだろうということで、私ども、頭をひねりまして、温室効果が低いというところに着目してグリーン冷媒とつけさせていただきました。

○田嶋委員 何がしか一つの新しい概念があつた方にいいなんて誰が言つてゐるんですか。別に概念は二つあつたっていいんですよ。頭をひねるんじやなくて、頭を冷やした方がいいですよ、それは、局長。

これは、多田さん、もうちょっとと経済産業省の立場を離れて冷静に考えてくださいよ、違うものなんだから。しかも、先ほどの山崎さんの議論を聞いてわかるでしよう。経済産業省の立場と心配している人たちの立場はちょっとと違うんですけど、これは、私も、何かそれ以上の意図を持つているものではございません。

○田嶋委員 多田さんはそれ以上の意図はないかもしれませんが、しかし、温室効果が低いといふ点しか共通していないわけですよ、逆に言えば。違うものなんだから。片つ方は自然界に存在する、片つ方はまた新たに創作する、どこかの世界のメーカーがまた新たにつくるもの。自然界に存在しないものと自然界に存在するもの。そうですね、理事事。何か一緒にたにしてグリーン冷媒と呼ぶ理由がないじやないですか。おかしいと思いませんか、それは。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

明の仕方がいいのか、法案成立させていただければの話でございますけれども、よく考えていただきたいと思います。恐縮でございます。失礼いたしましたが、私が、今回、特定物質代替物質のないかといふふうに考えております。

○田嶋委員 余り弱気にならなくていいと思うんですけれども。

だから、ことしになつてこの法案のためにグリーン冷媒なんという言葉を編み出したというのをおかしいと思いますよ、私は。必要ない。それはやめてほしいと思います。

それから、少し多田さんの声が小さいのと同時に、先ほど聞いていて、答弁を逆にしましたですね。最初、法律上フロン類にHFOは入つていておつしゃって、後で、入つていないと。これは、勘違いされたのか、ひょっとしたら、失礼ながら知識が足りなかつたのかわかりませんけれども、しかし、これはわかりにくんじゃないですか、このこと自体が。HFOというのは、これFというのは、フロンですよね。どうなんですか、もう一度、改めて。

これは、多田さん、もうちょっとと経済産業省の立場を離れて冷静に考えてくださいよ、違うものなんだから。しかも、先ほどの山崎さんの議論を聞いてわかるでしよう。経済産業省の立場と心配している人たちの立場はちょっとと違うんですけど、これは、私も、何かそれ以上の意図を持つているものではございません。

○田嶋委員 多田さんはそれ以上の意図はないかもしれませんが、しかし、温室効果が低いといふ点しか共通していないわけですよ、逆に言えば。違うものなんだから。片つ方は自然界に存在する、片つ方はまた新たに創作する、どこかの世界のメーカーがまた新たにつくるもの。自然界に存在しないものと自然界に存在するもの。そうですね、理事事。何かと一緒にたにしてグリーン冷媒と呼ぶ理由がないじやないですか。おかしいと思いませんか、それは。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは一つの概念でくつた方が説明しやすいと思いましたけれども、今、そうではないといふお考えがあるだらうという御指摘でございまして、記号でございます。

○多田政府参考人 お答え申し上げましたけれども、今のフロン類の定義は、CFC、HCFC、そしてHFC、この三つでございまして、私が先ほど山崎委員からの御質問でHFOについて入っていますというふうに申し上げたのは、これは私の単純な言い間違いでございます。

○田嶋委員 やはりこれは本当にわかりにくいであります。だから、グリーン冷媒と自然冷媒なんという新たな言葉を使って、僕は市場を攪乱させる要因になると思いますよ。多くの一般の方々がやはり勘違いをする。多田局長だって勘違いする。だから、みんな勘違いしますよ。

せひこういうことをよくよく注意していただきたいし、やはり、市場に対する物を説明するとき

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

で、現時点で何かを想定しているものではございませんけれども、例えば、冷媒の中に入っている代替フロンの分量が相当減るとか、それでも同じような効果を与えるようなものができ上がるとか、そういうたよなことがあれば、それは結果として画期的に温室効果が下がるだろう、こんなことを今頭の中では考えております。具体的な物質を考えているわけではございません。

○田嶋委員 だから、これは、新たにどこかの会社が製造する、世の中に存在しない物質だけを指しているんですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

あくまで今回の話は、今回、特定物質代替物質として規制の対象として追加をするHFC十八種類のものの中での話でございます。

○田嶋委員 大臣、一問だけ。通告してありますけれども。

これまで振り返れば、フロンが最初世の中に出で普及したときは、フロンがまさかオゾンを壊すなんて知らなかつたわけですよね、人類は。それをどなたかが発見した、そういうふうに資料にも書いてございました。そうやつて、後からわかることということがあるわけでございます。そして、温室効果ガスの問題もだんだんわかってきた。これは今後、第三のリスクという話もありましたけれども、どういうことが後々発見されるかわからぬと思いますよ。

そう考えますと、先ほどもHFOの話がありましたが、Fガスの開発にインセンティブを与えるようなことをすれば、これは当然、自然冷媒への転換や技術開発を阻害していく、そういうこともつながらいかないんじゃないかなという感じがするんですが、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 あくまでも、今回の法改正は、いわゆるキガリ改定に我々がしつかり国際社会と歩調を合わせて対応するための改正ということです、代替フロンをしっかりと管理していく、そして、代替フロン以外の温暖化効果の低い冷媒に関してはその外に置いていくというための法改正な

ことを今頭の中では考えております。

わかります。

思います。

まず、私ども、日本としては、これまでにはHFCの対策というものを、議定書で与えられた削減義務よりは速いペースで進めてきていたということは事実として申し上げておきたいと思います。

この記事は代替フロンの方だけを取り上げておりますので、その辺の実態がなかなか、全貌が見にくく記事になつてあるかなとは思つております。

欧州との比較につきましては、ほぼ私どもと同じような取組である、EUに比べまして日本の方が進んでいるとは申し上げられないと思います。

その上で、この新聞記事になつております部分は、あくまで特定フロンから移つていく代替フロンのところを取り上げたものでございます。その意味で、この記事にもござりますけれども、他国には一定の予算を割いて取り組んでいるわけになりますから、我々は自然冷媒も非常に重視をしている。技術的に可能であれば、当然、自然冷媒へ行く方向性というのは我々もにらんでいます。

○田嶋委員 にらんでいながら、経済産業省はなぜ補助金をつけないんですか。

○世耕国務大臣 我々は、安全性を担保するための試験研究でお金を使つていているということでございます。

○田嶋委員 これは確かに、どちらにもいろいろなまだ検討、研究しなきやいけない要素はあるとは思います。しかし、やはり私も、究極的には自然冷媒の方に行くことが大きなトレンドとしては間違いないんだろうというふうに思つてますね。やはりいろいろなことを考へると、今回の法案の中身も含めて、もう一つ踏み込んだ形で自然冷媒に誘導していくような努力が、私は経済産業省として今後必要なではないかという感じがいたします。

また、今、特定フロンそのものの消費量について申し上げますと、日本はベストテンからランク外に出ているということでございまして、先ほど申し上げましたように、議定書で与えられた削減義務よりも速いペースでやつてきております。

そして、配付した資料の一枚目に戻りますけれども、この代替フロンの規制に関しても、記事ではこういうような記事があるわけでございますが、これが大分そういう声はありますね。日本が一番おくれていてるという指摘もあるわけでございますが、経済産業省はどういう認識でございますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

幾つかちょっと申し上げさせていただきたいと

思います。

まず、私ども、日本としては、これまでにはHFCの対策というものを、議定書で与えられた削減義務よりは速いペースで進めてきていたということは事実として申し上げておきたいと思います。

その上で、この新聞記事になつております部分は、あくまで特定フロンから移つていく代替フロンのところを取り上げたものでございます。その意味で、この記事にもござりますけれども、他国には一定の予算を割いて取り組んでいるわけになりますから、我々は自然冷媒も非常に重視をしている。技術的に可能であれば、当然、自然冷媒へ行く方向性というのは我々もにらんでいます。

○田嶋委員 にらんでいながら、経済産業省はなぜ補助金をつけないんですか。

○世耕国務大臣 我々は、安全性を担保するための試験研究でお金を使つていているところでございます。

○田嶋委員 これは確かに、どちらにもいろいろなまだ検討、研究しなきやいけない要素はあるとは思います。しかし、やはり私も、究極的には自然冷媒の方に行くことが大きなトレンドとしては間違いないんだろうというふうに思つてますね。やはりいろいろなことを考へると、今回の法案の中身も含めて、もう一つ踏み込んだ形で自然冷媒に誘導していくような努力が、私は経済産業省として今後必要なではないかという感じがいたします。

また、今、特定フロンそのものの消費量について申し上げますと、日本はベストテンからランク外に出ているということでございまして、先ほど申し上げましたように、議定書で与えられた削減義務よりも速いペースでやつてきております。

そして、配付した資料の一枚目に戻りますけれども、この代替フロンの規制に関しても、記事ではこういうような記事があるわけでございますが、これが大分そういう声はありますね。日本が一番おくれていてるという指摘もあるわけでございますが、経済産業省はどういう認識でございますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

中国は、開発途上国としての義務でございますが、この記事は、歐州や中国に比べてもよくれていると言つてはいるんですね。歐州、中国に比べてどうですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

中国は、開発途上国としての義務でございますが、この記事は、歐州や中国に比べてもよくれていると言つてはいるんですね。歐州、中国に比べてどうですか。

七年前に私が答弁したときは、情報公開、非常にある意味では問題が多かった。そういうことで、私も更に検討していくべきだということを答弁いたしましたが、今回、いわゆる代替フロンに関する規制対象になつていくわけでござりますけれども、情報公開について確認させていただきます。

七年前に私が答弁したときは、情報公開、非常

関して、今後の情報公開ということがどのようになつていくのか。キガリ改正の規制対象となる十八種類の代替フロンについて、例えば、全体量とかではなくて、ガス種別ごと、企業ごとの情報公開はちゃんと行うのか。七年前は「行えない」という政府の答弁もあったわけですが、そこはいかがでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

情報公開についてのお尋ねでございますけれども、私ども、代替フロンの製造量あるいは輸入量のデータにつきましては、現在、フロン法に基づきます使用合理化計画における取扱いも参考しながら、一つは、国全体の代替フロンの製造量、輸入量。

それから、加えまして、ガス種別の製造量、輸入量、それぞれの合計。ただ、こちらにつきましても、それぞれのガス種別につきまして、一社とか二社しか製造又は輸入していない場合はちょっと除かせていただきまして、三社以上が製造又は輸入しているガス種に限つてそのようにしたいと思つております。

そして最後に、個社名とはひもづかない形で事業者別に製造量、輸入量というものを公開するということを検討させていただいております。

○田嶋委員 ゼひともそのように、これまでよりは一步、二歩踏み込んだ情報公開をしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

今までの特定フロンに関しましては二〇二〇年以降は製造できないということでございますが、最終的な、そのHFCを冷媒とする設備というのは、いつ出荷されたものでしようか。

今、特定フロンに関するお答え申し上げます。

特定フロンであるHFCを冷媒として使用する設備でございますけれども、こちらにつきましては、既に二〇〇九年までに最終の設備出荷は終わっているものと認識をいたしております。

○田嶋委員 二〇〇九年ですから、まだ十年です

ね。ということは、たくさん世の中には存在するということでありまして、もう一年半後にお尻は迫つてきているというわけでありますけれども、前年の年、二〇一九年の末に生産も輸入も全面停止となるこのHFCについて、それまで使つてきた企業としては、今から何ができる、あるいは二〇二〇年以後にどんな選択肢があるかということを私は正確に政府が示す必要があると思いますが、どんな選択肢がございますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、大きく分けますと三つの選択肢がありますが、それは漏えいとか故障しないでしっかりと続けることができる、これが一つの選択肢で一つは、先ほどありましたように、まだ、二〇〇九年未までに出荷されたものでございますので、その機器を使い続けることが可能なわけあります。それが漏えいとか故障しないでしっかりと続けることができる、これが一つの選択肢で一つは、先ほどありましたように、まだ、二〇〇九年未までに出荷されたものでございます。

それから、二つ目には、過年度に製造や輸入された在庫の分を使用するということも、これも可能かと思つております。

そして、三つ目でございますけれども、再生冷媒というものを使うということも可能かと思つております。これは、実は平成二十五年にフロン排出抑制法を改正いたしまして、フロン類の再生行為というものを適正化するという観点から、冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者を許可する、許可制としたところでございます。

こうした制度を使うことで、再生冷媒を使って

媒などの新たな設備投資の選択肢も私はあると

思つておりますけれども、いずれにしても、これは大変わかりにくいいんですね。

何か追加で答弁されたいようでございますので、最後に多田局長の答弁でお願いしたいと思います。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、二十五年改正の際に許可制ということを申し上げましたが、これは登録制の誤りでござります。その点を申し上げたかったわけでございます。

○田嶋委員 わかりました。

いずれにしましても、わかりにくい。多田さんのそういうお姿を余りふだん見ませんけれども、やはりこれは本当にわかりにくいから、世の中はもつとわかりにくい。ぜひグリーン冷媒という言葉は使わないでいただきたいと思います。世の中を混乱させるものです。

そして、ゼひとも、やはり自然エネルギーと同じように自然冷媒の方向に進むというのが大原則の中でいろいろ考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○稻津委員長 次に、谷畠孝君。

○谷畠委員 世耕大臣含めて、本当に長いこと御苦労さまでございます。

本法案は、国際的な枠組みによる代替フロン規制に関連したものであると私は認識しています。この代替フロンは、化学工業によって製造され、いろいろな機器に利用されることから、代替フロンに関する議論を深めていくためには、まづ、広く我が国の化学工業について確認をし、認識をしていくことが大事だと思っております。

化学工業は、いろいろな機能を持つ素材を製造して幅広く供給しており、それらはさまざま分野で利用されています。例えば、前回の省エネ法改正案の審査において省エネルギー取組の成果についてでは二〇一六年の数字、それから従業員数については二〇一七年のデータがございます。

トフォン等で使われている蓄電池や液晶もあります。今回の本法案により規制しようとしている代替フロンもその一つです。そのほかに、塗料、医療品、肥料、プラスチック製品やゴム製品などがあります。

このような化学工業の特徴から、産業の米、産業の血液などと称されています。具体的には、日本化学工業協会の資料を見ますと、化学工業、プラスチック製品やゴム製品も含めると、二〇一五年の出荷額で四十四兆円、付加価値額で十六兆円と、製造業では自動車産業に次ぐ地位を占めています。また、従業者数は、二〇一六年で八十七万人と、製造業の中でも第三位を占めております。我が国は経済社会において非常に大きな位置を占めています。

ここで、政府においては、我が国産業の競争力の源泉である化学工業やその他の基礎産業の一層の活性化に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

我が国が景気回復の状態にある中で、この化学工業の現状について、政府の最新データをもとに説明をしていただきたい。また、産業政策における化学工業の位置づけ、今後の見通し、課題について説明をお願いいたします。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員の方から御指摘ありました、日本化学工業協会が政府の統計を活用して各種のデータを公表しているものと承知をしております。

政府の最新の統計といたしましては、実は一年新しいものがございまして、具体的には、平成二十九年工業統計速報の中で、出荷額、付加価値額についてでは二〇一六年の数字、それから従業員数については二〇一七年のデータがございます。